【 支給後について 】

1　共済金等支給の流れ

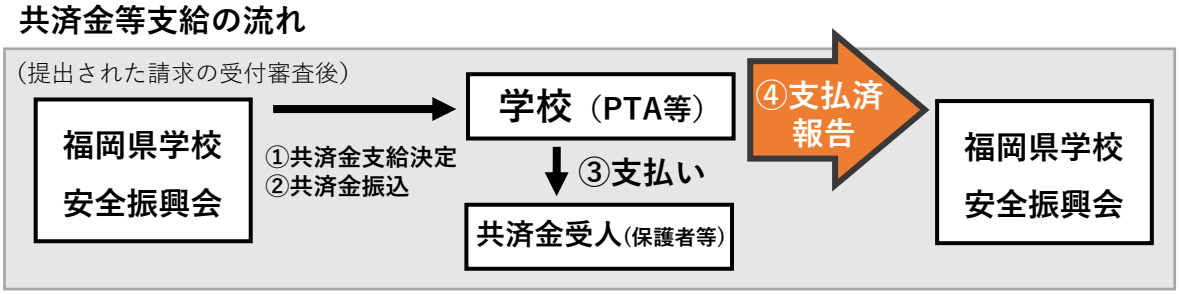

毎月１５日までに受理された共済金等の請求については、審査を経て支給決定通知書の発送とともに指定された口座に共済金等をお振込みいたします。
※受理締切日が変わる場合はホームページにてお知らせします。

2　支払済報告時必要書類

○ 請求共済金等支払済報告書（様式１０）の提出

共済金受取人（保護者等）へ支払い完了後、速やかに提出してください。
やむを得ない事情で３ヶ月以上支払いが完了していない対象者がいる場合は、「この法人」へ状況報告をお願いします。

１回あたりの共済金支給額が４０万円以上（死亡・後遺障害共済金等）の場合
高額共済金支払済報告書（様式１０－２）での提出が必要となります。
本手引書に様式10-2の掲載はありません。通知書に同封の用紙を利用されるか、初年度文書同封のCD-Rのデータ利用、もしくはホームページよりダウンロードをしてください。

【 その他 】

● 詳しい事業内容や手続き等に関してはまずは本規程集・手引書もしくはホームページをご参照ください。

令和５年度、**ホームページをリニューアル**しました。学校関係（事務ご担当者）の皆さまに向けた専用のお知らせを掲載し、必要な書類をダウンロードすることもできますので、ぜひ一度ご覧ください。

≪ホームページの掲載内容≫

・お知らせ
助成団体の公募や次年度の会費情報、請求書等の締め切り日変更についてなど学校事務ご担当者さまに向けたお知らせを随時更新しております。

・請求書等の様式ダウンロード
契約に関する書類や請求書等、本手引書に掲載がない様式もすべて掲載しております。ＰＣ入力用のデータは自動計算を入れておりますのでぜひ活用ください。

・よくある質問 Ｑ＆Ａ
本手引書に記載以外の内容も掲載しておりますので、ご不明な点があればまずは一度こちらをご参照ください。

● 問い合わせ先

一般財団法人　福岡県学校安全振興会　事務局
〒８１２-００４４
福岡市博多区千代１-２-４福岡生活衛生食品会館３Ｆ
TEL　０９２(６４１)８７４８　　FAX　０９２(２９２)８７５７
E-mail　anshin-kyo-sai@eagle.ocn.ne.jp

ホームページ